

議案第53号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年4月25日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年三朝町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第 2 条、第 5 条関係)				別表(第 2 条、第 5 条関係)			
区分	報酬の額	内国旅行の旅費		区分	報酬の額	内国旅行の旅費	
		在勤地以外	在勤地内			在勤地以外	在勤地内
略	略	三朝町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例 (昭和 45 年三朝町条例第 5 号)に規定する旅費	車賃の実費額	略	略	三朝町特別職の職員で常勤のもの の給与及び旅費に関する条例 (昭和 45 年三朝町条例第 5 号)に規定する旅費	車賃の実費額
略	略			略	略		
略	略			略	略		
略	略			略	略		
選挙長	1 回につき 10,600 円			選挙長	1 回につき 10,700 円		
投票所の投票管理者	日額 12,600 円			投票所の投票管理者	日額 12,700 円		
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100 円			期日前投票所の投票管理者	日額 11,200 円		
開票管理者	1 回につき 10,600 円			開票管理者	1 回につき 10,700 円		
投票所の投票立会人	日額 10,700 円			投票所の投票立会人	日額 10,800 円		
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500 円			期日前投票所の投票立会人	日額 9,600 円		
開票立会人	1 回につき 8,800 円			開票立会人	1 回につき 8,900 円		

選挙立会人	1 回につき 8,800 円		
略	略		
略	略		
略	略	略	略
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		

選挙立会人	1 回につき 8,900 円		
略	略		
略	略		
略	略	略	略
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		
略	略		

附 則
この条例は、公布の日から施行する。